

元行企第691号  
令和元年8月5日  
(2019年)

部局長各位

副市長 春藤 尚久  
副市長 辰谷 義明

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)実施計画策定及び令和2年度  
予算編成の方針について(通知)

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においては、我が国の経済状況について、長期にわたる回復を持続させており、雇用・所得環境も大きく改善していること、また、財政は引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となっていることが示され、成長と分配の好循環を持続・拡大させることが不可欠であるとされているところである。

なお、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされている。

本市の状況については、平成30年度(2018年度)一般会計決算見込みにおいて、前年度に比して歳入で財産収入、府支出金、市税の増加などにより約32.8億円の増、歳出で積立金、災害復旧事業費、物件費の増加などにより約34.7億円の増となったものの、財政調整基金からの繰入れや、赤字地方債の発行によることなく、実質収支は約24.6億円の黒字となった。

令和2年度は、中核市へと移行し、多くの権限を得て、より行き届いたサービスを提供していく大きな節目の年度である。

また、今後、少子高齢化の更なる進展に伴う社会保障関係経費の増大に加え、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大も見込まれる。

このような状況の下、社会経済状況の変化や市民ニーズに柔軟に対応し、事業の選択と集中や業務改善を図りながら、第4次総合計画の実現に向けた政策・施策、とりわけ「重点取組2019」を推進し、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めていく必要がある。

以上のことを踏まえ、下記の方針に基づいて実施計画策定及び予算編成に取り組まれない。

記

#### 令和2年度～令和6年度実施計画策定及び令和2年度予算編成の方針

##### 1 推進すべき事項

- (1) 第4次総合計画の実現に向けた取組  
指標に係る目標値の達成につながる事業の構築を積極的に図ること。
- (2) 重点取組  
令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)の「重点取組2019」を推進するための具体的な事業計画の立案に取り組むこと。

- (3) 業務プロセスの改善に向けた取組  
事業を構成する業務を改めて見直し、各業務の必要性や効率性等を十分に検討した上で、ICTの積極的な活用などにより、業務プロセスの改善を図ること。

## 2 視点及び手法

- (1) 部長マネジメントによる事業の最適化  
部長のリーダーシップのもと、「組織の使命及び目指す姿」「財源も含めた5年程度の中期的な計画と目標の設定」「施策の優先性」「事業の選択と集中」の4点を踏まえて検討すること。
- (2) 行政経営の視点の共有  
職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、将来的な負担についても慎重に検討し、限られた人的資源や財源を有効活用できるよう知恵と工夫を凝らし、課題解決に取り組むこと。
- (3) PDCAマネジメントサイクルの強化  
行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業の費用対効果を分析・検証した上で、市民サービスの質的向上と最適化を目指すこと。

## 3 留意点

- (1) 枠配分予算  
財源は有限であることを念頭に、配分予算の範囲内で持続可能かつ効果的・効率的な事業内容とすること。
- (2) 歳入
  - ア 適正に算定し、過大な見積りは厳に慎むこと。
  - イ 市税、使用料等については、徴収対象等の把握と収入率の向上に努めること。
  - ウ 使用料等については、利用者の増加を図るなど増収に努めること。
- (3) 歳出
  - ア 「各歳出科目の算定基準」により適正に算定し、過大な見積りは厳に慎むこと。
  - イ 継続的な経費については、特段の事情が無い限り、過去の実績を元に費用を精査すること。
- (4) 国庫支出金・府支出金などの補助制度
  - ア 情報収集に努め、将来的な負担についても十分に検討の上で、特定財源の確保を図ること。
  - イ 補助制度等が廃止・縮小される場合は、原則として市の事業も廃止・縮小すること。やむを得ず継続する場合は、既存事業の再構築などにより財源を確保すること。
- (5) 普通建設事業  
公共施設の最適化方針に基づいた施設のあり方を検討し、実施内容、手法、年度等のあらゆる角度から精査を行うこと。
- (6) その他
  - ア 年度途中での補正予算は、法改正や災害復旧等の緊急を要するやむを得ない場合に限ることを念頭に、当初予算への計上に漏れないよう十分に精査すること。
  - イ 事業単位の再編の趣旨を踏まえ、執行事務の効率化を図ること。
  - ウ 中核市への移行に伴い移譲される事務については、詳細な情報を収集し、算定根拠を明確にした上で、平成31年1月の総務省ヒアリングに向けた事業費積算額の範囲で経費を見込むこと。